

○岡山市アレルギー児対応調理員等加配助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自園調理により給食を提供する特定教育・保育施設等が、食物アレルギーの児童を安全に保育するため、非常勤調理員等を加配した場合、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「特定教育・保育施設等」とは、市内に所在する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。

3 この要綱において、「非常勤調理員等」とは、特定教育・保育施設等において、給食調理業務に従事する職員で、1週当たり所定勤務日数が5日以上であり、かつ、1日当たり所定勤務時間が午前8時から午後3時までの間の3時間以上であるものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、非常勤調理員等を加配し、食物アレルギーに対応する事業とし、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

(1) 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付こ成保第38，5文科初第483号）第4に定める公定価格における充足すべき職員数に加え、非常勤調理員等を配置していること。

(2) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月厚生労働省作成。以下「ガイドライン」という。）に基づき、食物アレルギーへ対応するためのマニュアルを作成していること。

(3) 年度中のいずれかの月の初日において、ガイドラインに提示される「保育所におけ

るアレルギー疾患生活管理指導表」(以下「生活管理指導表」という。)を提出した児童が8人以上(利用定員が19人以下の場合は4人以上)在籍していること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす特定教育・保育施設等の設置者とする。

(1) 当該特定教育・保育施設等において給食を調理し、提供していること。

(2) 当該特定教育・保育施設等が、当該年度において、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)第1条第27号に定める給食実施加算又は同条第42号に定める栄養管理加算の適用を受けていること。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園については、給食実施加算及び栄養管理加算のいずれもの適用を受けていなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 当該年度における補助金の交付回数は、特定教育・保育施設等ごとに、1回までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該年度における非常勤調理員等に支給される給与(前年度分の給与を当該年度に支給するものを除く。)とし、他の補助事業の補助対象経費になっているものについては、この補助事業の補助対象経費としない。

(補助金額)

第7条 補助金額は、年額732,000円（第3条及び第4条に掲げる条件を満たしていない月がある場合は、要件を満たした月数に61,000円を乗じて得た額とする。）と補助対象経費を比較し、いずれか少ない方の額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、市長が特定教育・保育施設等ごとに定める期日までに行うものとする。

2 規則第5条第1項第1号から第4号に規定する書類の提出は要しない。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の対象となる非常勤調理員等の雇用条件が明らかになる書類
- (2) 調理員等の配置状況が明らかになる書類
- (3) 食物アレルギーに対応するためのマニュアル
- (4) 生活管理指導表の写し
- (5) 補助事業に係る経費の収支決算書
- (6) 補助事業を行ったことを証明する書類（貸金台帳又は給与明細の写し等）
- (7) 市税を滞納していないことを証明する書類

（着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第10条 規則第16条第2項の規定により、実績報告書の提出は要しない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。